

# 高林駐在所だより

令和7年  
4月発行  
那須塩原警察署  
高林駐在所



「春の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について  
～交通部交通企画課～

～マナーアップ！あなたが主役です～

令和7年4月6日(日)から15日(火)までの10日間

SEE!  
見る  
SLOW!  
減速  
STOP!  
止まる

3つのSで  
子供や高齢者に優しい  
3S運動!!

スリー  
エス

とちぎ

栃木県警察

自転車のスマホ・酒気帯び  
罰則強化

ダメ!!  
ながらスマホ  
酒気帯び運転  
ダメ!!

令和6年11月1日  
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

## 【運動の重点】



- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

## 【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

